

岡山県南部水道企業団物品供給等の契約に係る
競争入札参加者の資格及び要件を定める要綱

制定 令和 4年 3月 14日 訓令第3号
令和 4年 4月 1日 施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、岡山県南部水道企業団が発注する物品の売買、役務の提供等（以下「物品供給等」という。）の契約における一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加の要件)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 国税、県税又は市税を完納していること。
- (2) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。
- (3) 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。

(入札に参加できない者)

第3条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 第6条の規定による入札参加資格審査を受けていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(入札参加の停止)

第4条 企業長は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を3年以内の期間を定めて、入札に参加させないこと（以下「入札参加の停止」という。）ができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 企業長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停

止の原因である事実又は行為に対して適当な是正措置がとられ、入札の遂行及び契約の履行上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(申請手続)

第5条 入札に参加しようとする者は、毎年、次条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、入札参加資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類のうち必要なものを添付して、毎年2月1日から同月末日(岡山県南部水道企業団の休日を定める条例(平成2年条例第1号)に規定する企業団の休日に当たるときは、その前日)までの間に企業長に申請しなければならない。

(1) 印鑑証明書

(2) 入札の参加又は契約の締結等について権限を委任するときは、その委任状

(3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市町村長が証明した代表者の身分証明書

(4) 納税証明書

(5) 法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては収支決算書

(6) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類

3 企業長が特に必要と認める者に限り、前項の規定にかかわらず、年度中途において申請書を受け付けることができる。

4 第1項又は前項の規定により申請をした者は、次に掲げる事項について変更があったときは、変更を証する書類を添えて、速やかに企業長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称及び代表者

(2) 入札の参加又は契約の締結等について権限を委任した事業所の名称及び所在地並びにその代表者

(3) 入札の参加又は契約の締結等の手続に使用する印鑑

(4) 前各号に掲げるもののほか、企業長が別に定める事項

(入札参加資格審査)

第6条 入札参加資格審査は、前条の規定により申請をした者について、その内容を審査する。

(入札参加資格の決定)

第7条 企業長は、前条の規定による審査を経た入札参加資格を有する者を入札に参加させるものとする。

2 入札参加資格の有効期間は、その年の4月1日から翌年の3月31日までとし、入札参加資格を有する者は当該期間に公告し、又は通知した入札に参加することができる。

(入札参加資格の取消し)

第8条 企業長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
- (2) 第2条各号に規定する要件を欠いたとき。
- (3) 虚偽の申請その他の不正な手段により、入札参加資格を得たとき。

(入札参加資格等の審査会)

第9条 入札参加資格審査及び入札参加の停止その他企業長が必要と認めた事項の審議(以下「入札参加資格審査等」という。)は、岡山県南部水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会要綱(昭和62年訓令第6号)第1条に定める建設工事及び物品調達業者入札指名委員会が行うものとする。

2 入札参加資格審査等を行う会議は、定時審査会及び臨時審査会とし、定時審査会は毎年1回、臨時審査会は委員長が必要と認めたとき開くものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。